

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和七年十二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和七年十二月十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小野寺 貴郎

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	備考
県道花園本庄線	深谷市榛沢新田字万年橋一一六一番一地先 から 同市榛沢字観音寺三九番三地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)	令和七年十二月二十日 午後三時	平成二十四年七月二十七日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始 である。 延長二五四一・四六メートル